



(電子メール施行)
医 第 3 1 2 8 号
平成 2 5 年 3 月 2 9 日

各健康福祉事務所長 様
各政令市保健所長 様

兵庫県健康福祉部健康局医務課長

巡回診療において行われる予防接種の取り扱いについて

巡回診療に係る医療法上の取り扱いについては、各健康福祉事務所及び各政令市保健所（以下「各事務所」という。）において、昭和 37 年 6 月 20 日付け医発第 554 号厚生省医務局長通知「巡回診療の医療法上の取り扱いについて」（以下「昭和 37 年国通知」という。）及び平成 19 年 6 月 13 日付け医第 1368 号健康生活部健康局医務課長通知「巡回診療（健診）に係る医療法上の取り扱いについて」に基づき、適切に処理いただいているところです。

ただ、近時、医療機関等から提出される巡回診療実施計画書において、巡回診療において予防接種を実施している事例が散見されますが、これは、昭和 37 年国通知に定める巡回診療の要件を満たしていないと考えられるものでした。

つきましては、本県における巡回診療において行われる予防接種の取り扱いについて、昭和 37 年国通知を踏まえ、改めて下記のとおり整理しましたので、巡回診療を行おうとする医療機関等に対し周知いただくとともに適切な指導をお願いします。

なお、別記関係団体には別途通知済みであることを申し添えます。

記

- (1) 巡回診療において行われる予防接種については、昭和 37 年国通知に基づき、県内の「無医地区における医療の確保を目的とするもの」かつ「巡回診療によらなければ住民の医療の確保が困難であると認められるもの」以外には、認められない。
○認められない例：産業医が会社で実施する予防（集団）接種 等
- (2) ただし、感染症の蔓延その他の非常事態を考慮する必要がある場合には、昭和 37 年国通知に定める簡便な取扱いを特例的に認めることがある。
○非常事態の例：厚生労働省により「新型インフルエンザ等感染症」に認定される感染症が発生 等。

(別記)

- ・兵庫県医師会
- ・兵庫県歯科医師会
- ・兵庫県病院協会
- ・兵庫県民間病院協会
- ・兵庫県精神科病院協会